

## 公益財団法人 千葉県教育振興財団 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 千葉県教育振興財団（以下、「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とし、定期的に週4日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務理事とは、常勤理事のうち、理事と職員の地位を兼ねる者で、財団と雇用関係にある者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬等を支給することができ、その報酬等は、常勤理事にあつては月額報酬とし、非常勤役員等にあつては日額報酬とする。

2 千葉県から現職で派遣され就任した常勤理事に対する報酬等については、前項の規定にかかわらず、職員の派遣に関する取決め書に基づき支給する。

3 使用人兼務理事及び県、市町村所属の非常勤役員等には、報酬等は支給しない。

### (報酬等の決定)

第4条 常勤理事の月額報酬は、別表第1の金額の範囲内で、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員等の日額報酬は、別表第2のとおりとする。

### (報酬等の支給方法等)

第5条 前条の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があるときは、その者の預貯金口座への振込みの方法により支給することができる。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、評議員会、理事会又は監査への出席の都度に支給する。

3 前2項に定めるもののほか、報酬等の支給日及び支給方法等については、財団職員の例による。

### (費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 常勤理事に対して、財団職員の例により通勤手当を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1(第4条第1項)

区分	報酬額(月額)
理事長	750,000円
副理事長	700,000円
専務理事	645,000円
常務理事	607,000円

別表第2(第4条第2項)

区分	報酬額(日額)
評議員	13,000円
理事	13,000円
監事	13,000円